

酒田市および鶴岡市が出資・出捐した会社法による法人、「公益法人制度改革関連三法」(特例民法法人等)による法人の2012年度決算状況が本紙編集部より調査結果が報道された。

近年、自治体が出資・出捐した、これらの法人等の総数は、全体としては減少傾向を示しているものの、新設される会社法法人と社団・財団法人は、毎年、30〜50法人あることは特筆すべきことである(毎年12月末に発表される『第三セクター等の状況に関する調査結果』(2012年12月26日発表、調査時点2012年3月31日現在)。

酒田市と鶴岡市の出資法人が経営的に厳しいことは、社会経済環境の変化による要素が大きいといえよ

うが、経営の工夫などにより、一定の成果を上げている法人は評価に値する。

これらの市が出資した法人については、株式会社であれ、公益法人であれ、経営的側面からの一面的な観点からのみ評価すべきではない。法人の評価は、地域の経済発展や地域振興、ま

第三者機関設け経営評価を

東北公益文科大学大学院教授 出井信夫

た市民福祉の向上の観点などから「公益性と収益性」の両面より、法人の経営実態を総合的に評価する必要がある。

ちなみに、筆者が座長を務める新潟県出資法人経営評価委員会は、旧自治省の通知、1999年5月「第三セクターに関する指針」

及び「第三セクターに関する指針の改定について」(2003年12月)を受けて、有識者会議として知事部局に設置されたものである。

この委員会では、県出資が25%以上の法人や県の財政支援を受けた法人を対象に、経営の在り方や経営改善などに関して、出資者の

同時期に、上越市は14市町村が合併した。合併前の町村には、日帰り温浴施設など観光振興施設が新設、整備されていた。

筆者は、これらの観光振興施設、産業振興施設の管理者選定委員会の委員長を委嘱され、指定管理者の選定について議論してきた。

これらの施設は、旧町村の出資による第三セクターである。合併

の間は特命の随意契約とされた。再選定も2年間の継続、随意契約とされた。

筆者は、選定委員会の委員長として、一步踏み込んだ見解、今後は市が施設の出資者、株主であることを踏まえ、適切な対応を採る必要があると指摘示唆した。

その後、上越市ではホー

ルディングカンパニー(持ち株会社)方式が導入され、社長は広く公募された。

酒田市や鶴岡市の出資法人については、これまでに策定し現在取り組んでいる行財政改革の中で抜本的な見直しが掲げられたが、その後の議論や対策は必ずしも明確ではないといえよう。

翻って、酒田市や鶴岡市の出資法人の在り方について、新潟県のような第三者機関による議論をしているとは寡聞にして聞かない。また経営改革の一環として、上越市のように経営者を公募したという話も聞かない。

今こそ、市民の協力を得て、三セクの経営改革の推進と地域振興拠点と構築、再生を目指す必要がある。当局は、どのような議論をしているのか、その内容や議論の方向を注視したい。